

○中国地方整備局告示第七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年四月四日

中国地方整備局長 福田 功

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一級河川旭川水系砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事（岡山県岡山市東区金田地内から同区西大寺中野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県岡山市東区金田、広谷、西大寺中野並びに西大寺中野字外小野、字段亀島、字広井北浦及び字中小野地内
- 2 使用の部分 岡山県岡山市東区金田、広谷、西大寺中野及び西大寺中野字外小野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市東区金田地内から同区西大寺中野地内までの延長1,500mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする、一級河川旭川水系砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得を完了し、引堤工事及び既設堤防撤去工事を完了している区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、一級河川旭川水系砂川改修工事（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に掲げる一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業により遮断される市道の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業により遮断される農業用水路の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

河川法第9条第1項により、一級河川の管理は国土交通大臣が行うとされているが、同条第2項により、国土交通大臣が指定する区間の一級河川に関する管理は、都道府県知事が行うこととされている。一級河川旭川水系砂川（以下「砂川」という。）は、河川法第4条第1項の規定による一級河川であり、かつ河川法第9条第2項の規定に

よる指定区間の指定を受けていることなどから、起業者である岡山県は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

砂川は、その源を岡山県赤磐市菊ヶ峠の山麓に発し、岡山市東区光津地内で一級河川旭川水系百間川に合流する、流域面積 142.6 km<sup>2</sup>、幹線流路延長 39.7km の河川であり、その流域において、岡山市東区の市街地を擁する社会、経済上重要な河川である。

しかし、砂川における本件区間を含む中下流域においては、川幅が狭く、堤防の高さが相対的に低い区間の背後地を中心とした越水による浸水被害及び河川水位の上昇に伴う内水による浸水被害が多発している。代表的な浸水被害としては、昭和 51 年 9 月や昭和 54 年 10 月などが挙げられるが、特に、昭和 51 年 9 月における台風 17 号及び豪雨によって、床上浸水 594 戸、床下浸水 2,524 戸、浸水面積 1,646ha という甚大な被害が発生しており、被害総額は 12 億円に上った。

砂川のこのような状況に対処するため、起業者である岡山県は、砂川下流端の計画高水流量を 490 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 100 年）とする「中小河川改良工事全体計画」を昭和 59 年度に策定している。その後、平成 20 年 1 月に国土交通省河川局により「旭川水系河川整備基本方針」が策定されているが、砂川下流端における計画高水流量は 490 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 100 年）であり、「中小河川改良工事全体計画」と整合している。本件事業は、砂川の流域における豪雨による洪水被害を防止するため、川幅を拡幅するための引堤、築堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を行い、流下能力を確保する河川改修事業であり、事業効果の早期発現のため、現況堤防高、上下流バランス、過去の洪水実績等を勘案して計画高水流量 490 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 100 年）のうち当面 340 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 10 年）の流下能力を確保する本件事業を施行するものとしている。また、本件事業実施後、引き続き築堤を整備し、計画高水流量 490 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 100 年）を流下させるのに必要な堤防高を確保する計画であることから、本件事業において将来計画堤防高に対応した堤防断面幅を確保するものである。

本件事業区間の現況流下能力は、227 m<sup>3</sup>/秒と計画高水流量を大きく下回っており、近年でも平成 10 年 10 月の台風 10 号では、本件事業区間内の金田橋付近における水位が現況堤防高付近まで迫り、溢水等の被害が堤内地に及びかねない危険な状況にあったが、本件事業の完成により、流量 340 m<sup>3</sup>/秒（年超過確率 10 年）を安全に流下させることが可能となることから、本件事業は洪水被害を未然に防止し、流域住民の生命及び財産並びに公共施設の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検証したところ、改変される起業地に

生息する可能性がある希少な動植物として、最新の岡山県版レッドデータブック 2009、2003 と環境省レッドリスト（平成 19 年公表リスト）により検索した結果、コガマ、ヨシ群落、オギ群落の植物、ミサゴの鳥類、ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、カネヒラ、ワタカ、ツチフキ、スジシマドジョウ、メダカ、マシジミの魚介類が確認されている。

工事の実施にあたって、堤防は緩勾配、低水部は 2 割勾配の捨石工を施工する等、コガマ、ヨシ群落、オギ群落の抽水植物の生育に適した、水域から陸域にかけての連続性を確保する工法を採用している。現河道の河床部はそのほとんどが現状維持され、ツチフキ、スジシマドジョウ、マシジミの主要な生息場となる河川底部の砂や砂泥が堆積する環境は維持される。ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、カネヒラ、ワタカ及びメダカは流れの緩やかな場所を生息場としており、起業地区間においては砂川の合流先である百間川の背水の影響を受けて緩やかな流れが形成されており、かつ低水部に捨石工を設置する計画となっていることから、その空隙も併せて良好な生息環境が形成されると判断されている。また、ミサゴ（鳥類）については、起業者の行った現地調査によると、飛翔が確認されているものの、営巣は確認されていないことから、影響は軽微と判断されている。これらの検証から、本件事業の施行による希少な動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業区間内においては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、砂川の流域における豪雨による洪水被害を防止するため、川幅を拡張する引堤、築堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を行い、流下能力 340 m<sup>3</sup>/秒の河積を確保する河川改修事業である。また、本件事業の事業計画は、旭川水系河川整備基本方針及び中小河川改良工事全体計画に整合し、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格にも適合していると認められる。

本件区間において河川の改修方法としては、申請案である右岸引堤案のほか、左岸引堤により流下能力を向上させる案が比較検討されている。なお、それ以外にも、現堤防高の嵩上げや河床の掘り下げによる河積を確保する案、兩岸を引堤する案も考えられるが、前者は下流側の改修済区間との整合を図ることができないこと、後者は既存の堤防を活用することができず明らかに経済性に劣ることから、検討から除外されている。

左岸引堤案は、申請案と比較すると支障物件及び取得必要用地面積が多くなり、また下流側の改修済区間と整合させるためには改修済区間との境界付近で引堤を左岸側から右岸側へシフトさせる必要があることから、社会的影響が大きく、事業費も多額になることから経済的に見て合理的な方法とは言えない。

したがって、申請案は経済的にも廉価であるうえ、河川法線は現況の直線河道を変更しないことから河道特性を維持でき、かつ、本体事業の起点である下流側の改修済区間との整合を図ることができ、総合的に比較すると最も合理的であると認められる。さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路付替工事の事業計画に

についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件事業区間の現況流下能力は、著しく不足していることから、過去に水位が現況堤防高付近まで迫り、非常に危険な状態も発生しており、本件区間の背後地への浸水被害の発生を防止するため、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、砂川改修促進期成会（岡山市、赤磐市）から本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。